

合併公告

2026年1月19日

債権者 各位

京都府京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町5番地
京都スバル自動車株式会社
代表取締役社長 榎並 靖之

当社と大阪スバル株式会社（住所：大阪府守口市八雲東町一丁目21番23号）は、合併して、大阪スバル株式会社は、当社の権利義務全部を承継して存続し、当社は解散することとしました。

本合併の効力発生日は、2026年4月1日であり、当社は会社法第784条第1項、大阪スバル株式会社は同第796条第2項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内にお申し出ください。

なお、当社および大阪スバル株式会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

<https://kyoto.kinki-subaru.jp/publicnotice>

(大阪スバル株式会社)

<https://osaka.kinki-subaru.jp/publicnotice>

以上